

愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクター使用マニュアル

【趣旨】

愛媛県消費生活センター（以下、「センター」という。）では、愛媛県内の消費生活相談窓口（以下、「相談窓口」という。）を広く周知し、消費者被害の未然防止を図るために、より県民に親しみやすく消費者問題に関心をもっていただくよう、愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクター「こまどりのPiPi」及びこまどりのPiPiの着ぐるみ（以下「こまどりのPiPi」という。）を作成しました。

この使用マニュアルは、正しいルールで表現されることにより、より効果的にイメージアップが図られることと相談窓口のイメージを損なうことがないように作成した基本的なルールです。

1 こまどりのPiPiについて

愛媛県の鳥「こまどり」をモチーフに、トラブルに対する不安を取り除く「困取り（困った事を取り除く）」をイメージさせる名称であり、悪質商法などに対処、相談する窓口として、困ったときは、「こまどりのPiPi」というキャッチフレーズで親しみもてるキャラクターです。

2 使用基準

こまどりのPiPiは、愛媛県の関係機関及び県内の市町の消費生活相談窓口などで無料で使用できることを原則としています。次の各事項に留意して、積極的に活用してください。

- (1) こまどりのPiPiに関する一切の権限は、愛媛県に属しており、使用者がこまどりのPiPiを自己のものとして商標又は意匠として使用（登録）することはできません。
- (2) デザインを印刷等で使用される場合は、別紙「使用例」のほか、別添のデザインマニュアルに沿って使用してください。
- (3) こまどりのPiPiの使用にあたって生じた損害及びトラブルに関して、愛媛県は一切の責任を負いません。

3 お問い合わせ・届出先

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

TEL：089-926-2603

FAX:089-946-5539

別紙

【使用例】

1 名称

- 消費生活相談窓口イメージキャラクター「こまどりのPiPi」
- こまどりのPiPi
- こまどりのピピ

2 デザイン等（別添デザインマニュアルのとおり）

- 基本形（2パターン）
- アクション形（3パターン）



消費生活相談窓口イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」